令和８年（フ）第４２５号
熊本市中央区神水１丁目21番８－303号
債務者　大輪　章子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４７０号
熊本市西区池亀町16番11号　ハーミットクラブ池亀108、転入前住所広島市西区庚午南２丁目19番13－301号
債務者　園田　優平
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９号
鹿児島県南九州市川辺町清水1280番地１
債務者　豊永　茂美（旧姓上田）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第５３９号
千葉県松戸市新松戸南３丁目96番地　アコール新松戸203号
債務者　中山　亮宏
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６４号
千葉県松戸市新松戸３丁目328番地　新松戸南パークハウスＡ－311、前住所千葉県松戸市新松戸３丁目233番地　フォンタナ２－201号
債務者　森　　麻衣（旧姓久野）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６７号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目13番地の１　ダイアパレス松戸馬橋パークアベニュー202号
債務者　吉田公美子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５７５号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目１番地の７　ホワイトレジデンス101号
債務者　遠藤　　亮
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８１号
千葉県柏市大井146番地53
債務者　佐々木貴子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８２号
千葉県柏市南増尾２丁目９番33号
債務者　庄司　豪暉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８７号
千葉県松戸市五香西３丁目13番地の13
債務者　木川　知子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９２号
千葉県松戸市金ケ作41番地の16、前住所千葉県柏市関場町５番52－301号
債務者　桃井　悠希
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９８号
千葉県松戸市松飛台155番地の２　サニーガーデン202号
債務者　中村美鶴輝（旧姓酒井）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０５号
千葉県我孫子市中峠1143番地の２（Ｂ－101号）インパレス我孫子Ｂ棟、住民票上の住所千葉県我孫子市栄８番14号
債務者　堀田　慶一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０６号
千葉県我孫子市中峠1143番地の２（Ｂ－101号）インパレス我孫子Ｂ棟
債務者　唐沢紗也香
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１１号
千葉県柏市大室1421番地３　Ｔ’ｓウィステリアⅡ－201号
債務者　ディーツ　セタレ
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３０号
千葉県我孫子市中里140番地の６
債務者　吉田　美幸
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４０号
千葉県松戸市小金きよしケ丘２丁目３番地の７　サンセット301号、前住所千葉県松戸市小金444番地の30　ウルリヒト北小金203号
債務者　板野　和男
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部